

うずらはし 虐待防止指針

(イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方)

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること(緊急やむを得ない場合は除く身体拘束を含む)
ii 介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の業務を著しく怠ること
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
v 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

65

(ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項)

当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「身体拘束・虐待防止委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、係長、生活相談員、介護支援専門員、管理者、介護職員、看護職員等を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

- 1) 身体拘束・虐待防止については、一体的に開催します。
- 2) 委員会は、3か月に1回開催します。
- 3) 委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- 4) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 施設内等での虐待防止における現状把握及び改善についての検討
 - ② 虐待防止のための指針・マニュアルの整備に関する事
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
 - ⑤ 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがねない不適切ケアの改善による介護の質を高めるための取組に関する事
 - ⑥ 職員が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
 - ⑦ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - ⑧ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

(ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待の防止を徹底します。

- 1) 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ② 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
- 2) 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に通報するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

職員は利用者・利用者家族または職員から虐待の通報がある時は、本指針に沿って対応します。また、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払います。

- 1) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげます。
- 2) 入居系サービスは、入所者等に虐待が疑われる場合は、施設長に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげます。
- 3) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- 4) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員へ周知します。
- 5) 施設内で虐待が発生し、その要因が取り除かれた場合であっても、事実確認の概要や再発防止策を併せて市町村へ報告します。
- 6) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項)

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援をします。

(ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。

- 2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、最新の注意を払います。
- 3) 対応の流れは、上述の「ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末対応を報告します。

(チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、「うずらはし介護業務マニュアル」として配布します。

(リ その他虐待防止の推進のために必要事項)

ハに定める研修会のほか、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。